

有明海の再生に関する大分県計画

平成 15 年 3 月 計画策定

(平成 21 年 5 月全部改正)

(令和 6 年 6 月一部改正)

大 分 県

有明海の再生に関する大分県計画

本計画は、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項に基づき、有明海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し、国が定めた基本方針を踏まえて、本県において実施すべき施策に関する計画を定めたものである。

第一 海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関する方針

一 趣旨

有明海は、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫であり、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものである。

しかしながら、有明海においては、周辺の経済社会や自然環境の変化に伴い、水質の富栄養化、底質の泥化や有機物のたい積等海域の環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊の発生等が見られる中で、二枚貝をはじめとする漁業資源の悪化が進み、海面漁業生産は減少を続けている。

これらの状況にかんがみ、有明海を豊かな海として再生することを目指として、国及び関係県が協力して、海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、法第5条第1項に基づき、本計画を策定するものである。

二 目標

有明海及び有明海に流入する河川の水質環境基準が達成され、その状態が将来にわたって維持されることを目標とする。

第二 海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興のための事項

一 水質等の保全に関する事項

1 汚濁負荷の総量の削減に資する措置

有明海に流入する水の汚濁負荷（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量をいう。）の総量を削減するため、地域の実情に応じた次の対策を実施する。

(一) 生活排水対策等

生活排水に係る汚濁負荷量削減のため、大分県生活排水処理施設整備構想2015（平成28年3月策定）に基づき下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を効果的、計画的に推進する。

下水道については、筑後川流域別下水道整備総合計画（平成21年3月策定）に基づき、その整備を一層促進するほか、各施設について、必要に応じて窒素含有量及びりん含有量を削減するため、運転管理の高度化や高度処理の段階的導入など、処理水質の改善を検討する。

(二) 工場・事業場の排水対策

工場・事業場の排水については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び大分県生活環境の保全等に関する条例（平成11年大分県条例第47号）に基づき、排水規制を行うほか、大分県筑後川区域特定事業場排出水指導基準（平成29年4月1日施行）により、排出水の改善を推進する。

また、各工場・事業場における排水処理施設の整備及び処理の高度化、工程内対策の推進、原材料の転換等の促進に努めるとともに、小規模事業場向けの高度処理施設の設置の促進に努める。

(三) 農業・畜産対策

農業排水対策については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）及び大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画（令和4年12月制定）等に基づき、施肥・水管理の適正化及び環境保全型農業の推進を図る。また、農業用排水路については、水質の改善に向けた適正管理等に努める。

畜産関連対策については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画（平成12年7月策定）及び大分県環境保全型畜産確立基本方針（平成15年5月策定）等に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を継続的に促進する。

(四) その他の対策

有明海に流入する河川を通じて流入する汚濁負荷削減のため、状況に応じて関係機関が連携し、浄化対策について検討するとともに、地元自治体や流域住民と連携して河川における清掃活動及び広報・啓発活動を実施する。

2 その他

(一) 有害化学物質等の規制及び把握等

水質汚濁防止法に係る水質環境基準の健康項目については、全測定地点で環境基準を達成しており、今後も水質環境基準の維持を図るものとする。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づき発生源の監視指導を行うとともに、環境基準の達成状況等汚染実態を把握するものとする。

また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）及び大分県生活環境の保全等に関する条例（平成11年大分県条例第47号）に基づき排出量の把握・管理を促進する。

(二) 水質等の監視測定

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の状況等を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、引き続き、有明海に流入する河川の定期的な水質の監視測定に努める。

二 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項

1 河川における流況の調整

有明海に流入する河川の流況の定期的な把握に努めるとともに、下流域の状況に応じ、ダムの貯留水を利用して、当該ダムの目的に支障のない範囲において、河川の流況の改善に努める。

2 河川における土砂の適正な管理

有明海に流入する河川においては、土砂移動の状況等を必要に応じ把握するとともに、河川管理上の実情を考慮しつつ、適正な砂利採取量の管理に努める。

三 河川の整備に関する事項

有明海に流入する河川においては、河川の自浄能力の維持や生態系の保全に配慮した河川整備に努める。

四 森林の機能の向上に関する事項

造林、保育、林道の整備等の計画的な森林整備や、荒廃山地の復旧整備等を通じて保安林等を適正に保全するためのきめ細かい治山対策を推進するとともに、地域住民等多様な主体の参加と連携による森林づくり等を推進し、有明海に流入する河川流域の森林の有する多面的な機能を将来にわたり持続的に發揮させる。

五 海域の環境の保全及び改善並びに漁業の振興等に関するその他の重要事項

1 海域の環境の保全及び改善に関する事項

(一) 開発行為に当たっての配慮

環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び大分県環境影響評価条例（平成11年大分県条例第11号）に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

また、環境影響評価法及び大分県環境影響評価条例の対象とならない小規模な開発行為等についても、環境配慮が行われるよう努める。

(二) 自然公園等の保全

国定公園等自然公園及び自然環境保全地域等については、適正に保全されるよう関係法令に基づく規制の徹底と管理の充実に努めるものとする。

2 知識の普及と情報開示

有明海の環境保全対策を推進するには、国、地方公共団体等がその責務を果たすことはもちろんのこと、地域住民や民間団体の正しい理解と協力が不可欠であることから、環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図るとともに、汚濁負荷量の削減、環境保全への理解、行政の施策策定への参加等の観点から、住民参加の推進に努めるものとする。

また、県計画に基づく各種施策の実施状況等については、可能な限り早期に公表する。

第三 海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興のための事項に係る

事業の実施に関する事項

法第5条第2項第3号に掲げる各項目について、平成14年度以降実施し、又は実施を予定している事業は以下のとおりである。

なお、今後、財政状況や事業の実施状況をみながら、事業の内容や採択の要否も含めてさらに検討し、必要に応じて見直すものとする。

一 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業

(下水道関連)

事業名	事業概要（全体計画）	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁
公共下水道事業	計画処理区域面積 1,383ha 計画処理人口 36,500人 計画汚水量 21,500m ³ /日	日田市	日田市	S48～R17	国土交通省
特定環境保全公共下水道事業	計画処理区域面積 55ha 計画処理人口 770人 計画汚水量 450m ³ /日	日田市	日田市	H10～R17	国土交通省

(農業集落排水処理施設関連)

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁
大明地区団体営農業集落排水事業	汚水処理施設 1ヶ所 計画人口 2,980人	日田市	日田市	H13～H17	農林水産省

(浄化槽関連)

事業名	事業概要	実施市町村		所管官庁	備考
		新規	継続		
浄化槽設置整備事業	平成22年度～令和4年度 整備基数 2,352基 整備人口 7,299人 令和5年度（見込） 整備基数 147基 整備人口 462人		日田市 九重町 玖珠町	環境省	

二 河川の整備に関する事業

(河川関連)

事業名	事業内容	事業実施箇所	事業主体	所管省庁

河川改修事業 (国管理河川)	河川の自然浄化機能の維持・保全を図るため、多自然川づくりの考え方に基づき河川整備を実施	日田市	国土交通省	国土交通省
河川改修事業 (県管理河川)	二串川などにおいて、河川の自然浄化機能の維持・保全を図るため、多自然川づくりの考え方に基づき河川整備を実施	日田市 九重町	大分県	国土交通省

三 森林の整備に関する事業

(森林関連)

事業名	事業内容	事業実施個所	事業主体	事業期間	所管省庁
森林環境保全整備事業	林道開設 L=3, 443m W=4. 0m	九重町	大分県	H14～H19	林野庁
	森林整備 56, 052ha 作業路 557, 189m	日田市 九重町 玖珠町	市町 森林組合 森林所有者等	H14～R6	
	林道舗装 L=5, 261m W=4. 0～5. 0m	日田市 玖珠町	日田市 玖珠町	H21	
農免林道整備事業	林道舗装 L=3, 601m W=4. 0m	中津江村 玖珠町	中津江村 玖珠町	H14～H16	
森林居住環境整備事業	林道開設 L=9, 925m W=5. 0m	日田市	大分県	H14～H21	
	林道舗装 L=1, 311m W=4. 0m	天瀬町	天瀬町	H14	
	森林整備 6, 110ha 作業路 8, 400m	日田市	日田市 森林組合 森林所有者等	H18～H21	
地方創生道整備推進交付金 農山漁村地域整備交付金	林道開設 L=8, 658m W=5. 0m	玖珠町	大分県	H22～R1	
道整備交付金 (地域再生基盤強化交付金)	林道開設 L=4, 532m W=5. 0m	日田市	大分県	H18～H24	
農業用水水源地域保全整備事業	森林整備 13, 800ha 作業路 134, 200m	日田市 九重町 玖珠町	市町 森林組合 森林所有者等	H19～H24	

治山事業	荒廃山地の復旧・整備 約 290 箇所	日田市 九重町 玖珠町 竹田市	大分県	H14～R10
美しい森林づくり交付金	林道舗装 L=1,888m W=4.0m	九重町	九重町	H21
農山漁村地域整備交付金	林道舗装 L=420m W=4.0m	日田市	日田市	H22
林業専用道整備促進事業	林業専用道開設 89,971m	日田市 九重町 玖珠町	大分県 市町 森林組合 林業認定事業者	H25～R6

第四 調査研究に関する事項

国及び他の関係県と連携し、有明海に流入する河川の環境の保全及び改善に関する調査研究を総合的に推進するものとし、その内容については次のとおりである。

一 調査研究の実施

1 流入する水の汚濁負荷量と海域の環境との関係に関する調査研究

海域に流入する汚濁負荷量を把握し、汚濁負荷量の変化が海域の環境に与える影響及び汚濁負荷の効果的な削減手法に関する調査研究を進める。

2 流入する河川の流況と海域の環境との関係に関する調査研究

流入する河川の流況を把握し、その変化と海域の環境との関係に関する調査研究を進める。

また、公共用水域の常時監視を実施し、環境基準の達成状況や水質汚濁の状況を把握する。

二 調査研究体制の整備等

1 調査研究体制の整備

有明海の再生に係る総合的な調査研究を円滑に実施していくため、国、関係県等の調査研究機関との連携・協力を強化していく。

2 研究開発の推進と成果の普及

調査研究の成果等のデータベースを活用し、情報の共有化と情報収集の効率化に努めることにより、研究開発の成果の迅速な普及を図る。

3 研究者の養成等

研究者の調査研究能力の向上を図ることを目的とした研修会やシンポジウム等への参加等により、人材育成に努めるものとする。